

仕様書

1. 件名

SKYSEA ゲートウェイサーバの移行作業

2. 数量

一式

3. 目的

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構（以下、当機構）において運用している SKYSEA Client View（以下、本システム）について、SKYSEA ゲートウェイサーバが稼働している。ゲートウェイサーバ(GW サーバ)について現在のクラウド環境(さくらの VPS)から当機構がライセンスを有している Microsoft 社の Azure サービスに移行する。

4. 履行期限

令和 8 年 3 月 31 日

5. 納入場所

千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

重粒子治療推進棟 1F 情報基盤管理部居室

6. 機器構成

現在の GW サーバはさくらの VPS で稼働しているが Microsoft Azure 環境へ移行する。GW サーバ以外は既に Microsoft Azure 環境で稼働していて本契約内では移行対象外のサーバである。

--- 現在のサーバ環境 ---

製品名 : SKYSEA Client View (GL) Professional Edition

システム構成

マスターサーバ	2 台
データサーバ	2 台
ログ解析サーバ	1 台
GW サーバ※	1 台

※ さくらの VPS（別紙参照）

--- 移行後のサーバ環境 ---

製品名：SKYSEA Client View (GL) Professional Edition

システム構成

マスターサーバ	2 台
データサーバ	2 台
ログ解析サーバ	1 台
GW サーバ※	1 台

※ Microsoft Azure（別紙参照）

7. 作業内容

以下に示す環境整備・データ移行作業を行うこと。また、スケジュール、設定の詳細については、当機構担当者と協議の上決定すること。現在のサーバ環境へ設定調査のためのログイン情報は QST から提供する。

なお、移行先サーバの初期構築（OS・ミドルウェア等のセットアップのみ。SKYSEA 用の設定は範囲外）は本作業に含めない。

- 1) 当機構が用意した Azure サービス上のサーバに GW サーバ機能をインストールすること。
- 2) 移行元の各サーバのパラメータ及び本システムで登録されているデータや設定を移行先の Azure 側サーバへ移行し現在 Azure にて稼働中のマスターサーバ、データサーバとも連動し GW サーバとして正常に稼働すること。
- 3) インターネット経由の端末について旧 GW サーバから新 GW サーバへの切替作業は管理コンソールを通じて変更する。なお、作業上必要となる管理コンソールは QST にて準備する。
- 4) システムの利用停止等、利用者影響のある作業については、当機構担当と相談し平日実施すること。

8. 本件に必要な資格要件

- 1) SKYSEA Client View の導入・構築経験を有すること。
- 2) SKYSEA Client View のクライアント 5,000 台以上の運用保守経験及びサーバ移行経験を有すること。
- 3) ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001 認証を取得していること。
- 4) プライバシーマーク認証を取得していること。

9. 提出書類

- 1) 作業計画書 1 部（作業開始 2 週間前までに）
- 2) 作業員名簿 1 部（作業開始 1 週間前までに）
- 3) 作業報告書 1 部（作業完了後速やかに）

4) 完成図書 1部（作業完了後速やかに）

完成図書には以下を含めること

- (1) 各サーバの設定情報
- (2) 試験項目書兼結果報告書
- (3) 移行試験項目書兼結果報告書

※いずれもフォーマットは問わない。

10. 検査

「9.提出書類」の確認及び本仕様書に定められた業務が実施されたことを当機構担当者が確認したことをもって検査合格とする。

11. その他

- 1) 受注者は、当機構の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- 2) 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- 3) 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- 4) 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、機構が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。
- 5) 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。
- 6) 本件に係る情報漏えいなどのインシデントが発生した際には、速やかに当機構担当者に連絡し、被害拡大防止・原因調査などを行うこと。
- 7) 受注者は、当機構から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- 8) 本件を実施するために必要な当機構の情報は、本件の契約後、当機構が定めた方法により開示する。
- 9) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、当機構の許可無く機構外部に持ち出してはならない。
- 10) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除または返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。
- 11) 本件で作成された著作物（マニュアル等コンピュータプログラムは含まない）の所有権は、当機構に帰属するものとする。
- 12) 本件においてグリーン購入法に適用する環境物品が発生する場合は、原則として、それを採用すること。

- 13) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を QST に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、QST に対しすべての責任を負うこと。
- 14) 移行先のサーバ環境については、移行作業を行う時期の OS,ミドルウェアの脆弱性対応等の観点で SKYSEA の稼働に支障のない範囲で協議検討をすることもあり得る。
- 15) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、当機構担当者と協議の上、その決定に従うものとする。

(要求者)

情報基盤管理部 IT 運用・学術情報課
長屋 俊